

## 1 経緯等

- 令和6年4月1日付けで北海道子ども施策審議会が発足

## 2 部会の設置

- 北海道子ども施策審議会の下に次の部会を設置（令和6年5月17日）。

No	名称	所掌事項	定数
1	子ども施策部会 [こどもの意見反映有識者WG]	子ども基本法第10条に基づく都道府県子ども計画策定・推進管理、こども施策の推進、こども・若者等の意見反映等	10名以内
2	こども部会	こどもの視点によるこども施策の推進等	22名以内
3	こども・子育て支援部会	子ども・子育て支援事業支援計画策定・推進管理、保育所、認定こども園の設置認可、こどもの居場所づくり、母子保健等	18名以内
4	子ども家庭支援部会	子どもの貧困対策推進計画策定・推進管理、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画の策定・推進管理等	15名以内
5	困難女性支援部会	困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画策定・推進管理等	8名以内
6	障がい児支援部会	子ども基本法第10条に基づく都道府県子ども計画を策定するための障がい児支援施策に関する事項等	15名以内
7	こども措置審査部会	施設入所等の措置の決定等、死亡事例等の重大事例の検証、被措置児童等虐待等	8名以内
8	権利擁護部会	社会的養護に係る児童等の権利擁護等	4名以内
9	次世代成育支援部会	青少年の健全育成等	13名以内
10	社会環境整備部会	青少年の健全育成のための社会環境の整備等	7名以内
11	社会的養育支援部会	社会的養育推進計画の策定・推進管理、里親の認定等	8名以内

# 次期計画策定に向けた各部会における調査審議の進め方

都道府県子ども計画については、子ども大綱を勘案し策定するとされていることから、子ども大綱に規定する各種施策と現行計画（子ども未来づくり北海道計画・青少年健全育成基本計画・子どもの貧困対策推進計画）の施策を比較し、次期計画へ反映する施策について、各部会において所管する関係計画（施策）を調査審議し、子ども施策部会において次期計画全体の調査審議を行う。

子ども施策部会

次期計画全体を調査審議（取りまとめ・全体調整）

## 各部会の検討内容

各部会

子ども大綱

子ども大綱における施策

現行計画

現行計画に掲載している施策

現行計画に掲載がない施策

次期計画への記載について  
検討が必要な施策

次期計画への  
反映について検討

### 【子ども基本法第10条】

都道府県は、子ども大綱を勘案して、都道府県における子ども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。